

## 単位価格表示に関する基準

新潟県告示第2321号

消費生活の安定及び向上に関する条例第11条第1項の規定により、単位価格表示に関する基準を次のとおり定め、昭和55年4月1日から施行する。

昭和54年10月2日

新潟県知事 君 健 男

### 単位価格表示に関する基準

#### 第1 適用範囲

この基準は、次に掲げる店舗において小売業を営む者に適用する。

- 1 一の店舗面積が300平方メートル以上の店舗
- 2 同一の建物内で営業する特定の小売業者及びこれと出店契約を締結している小売業者の当該建物内における店舗の面積の合計が300平方メートル以上である場合における当該店舗

#### 第2 対象品目及び基準単位量

単位価格表示をする品目及び基準単位量は、別表のとおりとする。

#### 第3 表示事項

単位価格表示の表示事項は、次のとおりとする。

- 1 面前計量の方法により商品を販売する場合
  - (1) 商品名
  - (2) 基準単位量
  - (3) 単位価格
- 2 面前計量以外の方法により商品を販売する場合
  - (1) 商品名
  - (2) 内容量
  - (3) 基準単位量
  - (4) 単位価格
  - (5) 販売価格

#### 第4 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該商品の内容量で除して得た有効数字3けた（4けた目を四捨五入して得たもの）に当該基準単位量の数値を乗じて得た額とする。

#### 第5 表示の方法

- 1 単位価格表示の方法は、次に掲げるいずれかの一の方法又は二以上を組み合わせた方法とする。
  - (1) 一商品ごとに表示事項を記載したラベルを直接はり付け、又は表示事項を直接記載する方法。
  - (2) 商品の陳列だな等に表示事項を記載したラベル、カード等をはり付け、又は差し込む方法。
  - (3) 商品の近くに表示事項を記載したカード等を下げ、又は置く方法。

(4) 商品の近くに二以上の商品についての表示事項を記載した一覧表を掲げる方法。

2 前項の表示は、消費者が商品を購入する際の選択に当たって表示事項を誤認し、又は誤解するおそれがなく、かつ、見やすいものでなければならない。

## 第6 適用除外等

1 次に掲げる商品については、この基準の規定を適用しない。

(1) 商品を見切品等として販売する場合における当該商品

(2) 二以上の商品を詰め合わせて販売する場合（同一の商品を二以上詰め合わせて販売する場合を除く。）における当該商品

2 同一の商品を二以上詰め合わせて販売する場合における当該商品については、これらを一商品とみなす。

単位価格表示実施対象品目及び基準単位数

品目名	基準単位数	品目名	基準単位数	品目名	基準単位数
(日用品)	(9品目)	スパゲッティ	100g	(生鮮食品等)	(8品目)
合成洗剤(台所用)	10ml	食卓塩	100g	かぼちや	100g
〃(洗たく用)	100g	ソー	100ml	ばれいしよ	100g
〃(住宅用)	10ml	ケチャップ	100g	ばなな	100g
練り歯みがき	10g	マヨネーズ	100g	精肉	100g
シャンプー	10ml	食酢	100ml	玉ねぎ	100g
ヘアリンス	10ml	化学調味料	10g	里いも	100g
トイレットペーパー	10m	即席カレー	10g	にんじん	100g
ティッシュペーパー	10枚	サラダドレッシング	100g	キャベツ	100g
(二枚重ねのティッシュペーパーにあっては、二枚を一組として10組)		フレンチドレッシング	100ml		
ちり紙	10枚	インスタントコーヒー	10g		
固形石けん(洗たく用)	10g	インスタントココア	10g		
粉末石けん	100g	紅茶	10g		
(加工食品)	(31品目)	食用油	100g		
ベーコン	100g	砂糖	100g		
ハム	100g	はちみつ	100g		
ソーセージ	100g	ジャム	100g		
粉ミルク	100g	小麦粉	100g		
インスタント粉末クリーム	10g	パン粉	100g		
チーズ	100g	バター	100g		
かんめん	100g	マーガリン	100g		
マカロニ	100g	みそ	100g		
		しょう油	100ml		

- (注) 1 製造業者又は輸入業者が内容量をグラム又はミリリットルで表示している商品に係る基準単位数については、基準単位数欄中「グラム」とあるのは「ミリリットル」と、「ミリリットル」とあるのは「グラム」と読み替えるものとする。
- 2 基準単位数以下の内容で販売する商品については、当該商品に係る基準単位数を10で除して得たものを基準単位数とする。
- 3 基準単位数の10倍以上の内容量で販売する商品については、当該商品に係る基準単位数に10を乗じて得たものを基準単位数とする。